

1. 政策及び目標等

政 策	国際的な金融監督のルール策定等への貢献
達成すべき目標	国際的な金融監督のルール策定等へ積極的に参加すること。
目標設定の考え方及びその根拠	国際化等の進展に伴い、規制・基準の収斂の動きが加速している。このような状況を踏まえ、国際的な金融監督のルール作りに受身でなく、戦略的見地から積極的に参加していくことが重要である。
測定指標	金融庁が参画している各国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況

2. 17年度重点施策等

17年度 重点施策	<p>バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイントフォーラム等の国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への積極的な貢献</p> <p>WTOにおける金融サービス自由化交渉への積極的参加 経済連携協定（EPA）締結交渉への積極的取り組み等、アジアにおける対話の促進 海外監督当局との連携強化等</p>
参考指標	<p>バーゼル委、IOSCO、IAIS、ジョイントフォーラム等の国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への参画状況（国際的なルール策定作業、当庁の活動等）</p> <p>WTOにおける金融サービス自由化交渉への参画状況 EPA交渉への参画状況 海外監督当局との意見及び情報交換の状況 主要国の監督当局との2国間協議の実施状況</p>

3. 政策の内容

近年、世界各国の経済及び金融システムの相互連関がますます深まる中で、国際的な取組みを通じて、各国の金融システムの安定を図ることは、国際金融システムの安定と発展にとり不可欠であるとともに、我が国の金融システムの一層の安定化にもつながる重要な施策であると考えています。

また、近年、世界の多くの国で金融サービスの自由化や規制緩和への取組みが行われる中、国際的な金融サービス貿易のルール策定を通じて、各国の金融システムの適切かつ秩序ある自由化を促進することは、世界経済の健全な発展に資するとともに、我が国金融機関の海外での事業活動にも好影響をもたらすものであると考えています。

金融庁においては、各国際フォーラムにおける国際ルール策定等に積極的に参画することとしています。

4.平成17事務年度における事務運営についての評価

金融庁が参画している各国際金融監督機関における基準・指針等の策定状況

金融庁は、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール策定を検討している各種の国際的なフォーラム等の作業に参加し、積極的な貢献を行いました。17事務年度においては、金融庁が参画した各種フォーラムにおいて19の基準・指針等が策定されましたが、以下のとおり、各基準等の策定において金融庁として積極的に取り組みました。これらの国際的なフォーラム等が作成した基準、原則、報告等は、各国の金融当局が行う規制・監督に活用されることが期待されます。

(1) バーゼル銀行監督委員会

我が国は、委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、銀行組織におけるコーポレート・ガバナンスのあり方、貸出金の健全な信用リスク評価及び銀行による金融商品への公正価値オプションの利用等、様々なルール策定や指針の確立等の作業に積極的に貢献しました。また、バーゼル委員会の新規制実施作業部会(AIG)等の場を通じて、バーゼルの実施をめぐる諸課題についての議論や監督当局間の情報交換に積極的に参加したほか、邦銀の海外拠点を監督している海外当局と意見交換会の実施やバーゼルのクロスボーダー実施に係るケース・スタディ等に積極的に取り組みました。さらに、バーゼルの実施が邦銀の所要自己資本に与える影響度を調べるため、主としてバーゼル実施当初より内部格付手法の採用を目指している金融機関を対象に、2005年9月末のデータに基づく定量的影響度調査(QIS5)も実施しました。

(2) 証券監督者国際機構(IOSCO)

我が国は、専門委員会、理事会、アジア・太平洋地域委員会、議長委員会、5つの常設委員会等のメンバーとして、各種IOSCO原則等の策定において、我が国の状況を含め市場実態について積極的に意見を発信し、行動規範の策定に大きく貢献しました。また、18年5月には、IOSCOの多角的情報交換枠組み(多角的MOU)への署名申請を行っており、IOSCOの証券市場の公正性・透明性の確保のための活動に積極的に関与しております。さらに、19年秋開催予定のIOSCO国際コンファレンスの我が国(東京)での開催の申し出を行い、東京開催での方向性になっているなどIOSCOの国内外の民間金融セクターにおけるプレゼンス向上の活動に貢献しております。

(3) 保険監督者国際機構(IAIS)

我が国は、執行委員会、専門委員会の他複数の小委員会の議論に参画し、各種の基準等の策定等に積極的な貢献を行いました。特に、会計小委員会においては2005

年2月より我が国が議長を務め、国際会計基準の適用のインパクトに関するサーベイを実施し、結果を取りまとめたレポートを起草するなど、重要な貢献を行いました。また、ソルベンシー小委員会においては、国際的に共通なソルベンシー評価手法の策定に向けた「保険会社のソルベンシー評価のための共通の構造」ペーパーの策定作業において、保険会社の財務要件のあり方について積極的に意見を表明するなど、重要な貢献を行いました。

(4) ジョイントフォーラム

我が国は、本会合に出席しつつ、各種の報告書等の作業に参画しました。「業務継続のための基本原則」の策定作業にあたっては、実務者会合等も含め経験や情報の共有を図るべく積極的に意見交換を行いました。リスクに関する規制アプローチの業態ごとの異同についての分析については、作業部会における報告書の作成作業に参画し、「規制及び市場慣行の相違点に関する論点整理」報告書の公表に貢献しました。

(5) WTO金融サービス自由化交渉

WTOにおいて、被リクエスト国の理解と検討を促すために、他の四極メンバーと共に共同リクエストの内容に関するQ & Aの作成に関わるなど、金融プルリ交渉のプロセスに貢献しました。また、二国間交渉では、アジアの新興市場国に対して、粘り強く金融サービス自由化のメリットを説明し、オファーの改善を促しました。

(6) 経済連携協定(EPA)交渉

17年度に実施されたEPA締結交渉において、当庁は、自由化による外資との競争が金融市場の発展・強化に寄与すること、我が国金融機関の進出や現地での業務展開は日系企業の直接投資拡大に貢献し、経済発展にも資すること等、相手国に対して自由化のメリットを説明して積極的に議論を行ってきました。また、規制や金融行政の透明性の欠如も、我が国金融機関が進出先で業務を円滑に実施するうえで支障となることから、規制とその運用の透明性の向上についても議論を行いました。さらに、相互に進出した金融機関の監督や両国の金融市場の発展のために金融当局間の連携を強化すべく、金融当局の協力ないし対話の枠組みを構築することを相手国に提案してきました。アジア諸国は金融市場の改革に取り組み中で、金融サービスは極めてセンシティブな分野として自由化に慎重な態度だったため、協定発効後にも継続的に意見交換できる場を確保できたことは成果です。シンガポールとの間では当局間の新たな協力の可能性や金融サービス自由化について意見交換を行い、当局間の関係を一層深めることができました。

(7) 海外監督当局との連携

各国の金融監督当局との協議等を通じて、金融セクターの動向や規制・監督上の共通の重要事項等について意見交換を実施し、連携を強化しました。

5. 今後の課題

引き続き、各国際フォーラムにおいて国際的なルール作りに受身ではなく、戦略的

見地から積極的に参加し、我が国の立場を主張しつつ、主導的な役割を果たすべく努力していく必要があります。

(1) 国際フォーラムにおける国際的なルール策定等への積極的な貢献

バーゼル銀行監督委員会

我が国は、各国の実状等を踏まえて作成されたバーゼル銀行監督委員会の各種の監督上の基準や指針が、銀行監督のためのより適切な環境整備に貢献するものであると考えており、今後も、国際的な銀行監督の枠組みのあり方に関する議論に積極的に貢献していく必要があります。また、我が国では、19年3月末からバーゼル を本格的に実施する予定となっています。国際的に活動する銀行グループがバーゼル をクロスボーダーで円滑に実施していくためには、母国当局と現地当局とが緊密に連携・調整していくことが不可欠であり、今後、各国監督当局と緊密に情報交換等を進めていくことが、ますます重要になると考えています。

証券監督者国際機構 (I O S C O)

今後は、これまでに策定した原則の実施に向け取り組むほか、I O S C O 理事会メンバーとして再任されことを十分活用し、引き続き、理事会、専門委員会等の主要メンバーとして、国際的な証券規制の原則策定等に一層積極的に貢献していく必要があります。また、18年5月に申請した多角的MOUの正式署名に努め、I O S C O の証券市場の公正性・透明性の確保のための活動に積極的に関与していく必要があります。さらに、国内外の民間金融セクターにおけるI O S C O のプレゼンス向上のために19年秋開催予定のI O S C O 国際コンファレンスを東京で開催することとなっております。

保険監督者国際機構 (I A I S)

各国の保険監督制度の実状等を踏まえてI A I S の基準等を策定することは、我が国を含め各国の保険監督水準の向上に資すると考えられます。今後も、会計小委員会議長として小委員会内の議論の取りまとめや他の小委員会との調整にあたること、国際的に共通なソルベンシー評価手法をはじめとする基準等の策定に、わが国の監督経験等も踏まえ参画すること等、一層積極的に貢献していく必要があります。

ジョイントフォーラム

顧客適合性等をはじめとする金融商品の販売・勧誘に関する問題や金融コングロマリットに対する監督のあり方といった業態横断的なグループに係る諸問題について議論を行い、提言等を報告書にまとめることは、我が国を含め各国におけるより適切な金融規制・監督の枠組みの構築に資するものであります。我が国は、今後も積極的に議論に参加し、各種報告書作成や原則策定にかかる作業に貢献していく必要があります。

(2) W T O 金融サービス自由化交渉

適切かつ秩序ある金融サービスの自由化は、我が国金融機関の国際的な活動を円滑化するだけでなく、世界経済の成長にも資するものであり、引き続き W T O 金融サービス交渉に積極的に参加していく必要があります。

(3) 経済連携協定 (E P A) 交渉

我が国金融機関の活動や海外との取引が拡大する中で、海外への進出や更なる業務展開のための環境を改善すること及び現地に進出した金融機関の法的安定性を確保することは、我が国金融機関や現地の金融市場の発展に資するものであり、今後も E P A の金融サービス自由化交渉に積極的に参加し、相手国に働きかけを行っていく必要があります。また、各国の金融当局との協力や対話の枠組みを積極的に活用し、規制の緩和や相手国の規制監督能力の向上、透明性向上等を促していく必要があります。

(4) 海外監督当局との連携強化等

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要であり、今後も引き続き、個別案件ごとに連絡を取り合っていく他、定期的に金融監督当局等との協議を行い、金融セクターの動向等について意見交換を行う必要があります。特に今後は、アジアの金融当局との連携に積極的に取り組む必要があります。

以上を踏まえ、19 年度において、国際ルール策定等へ積極的に貢献するための各国国際フォーラム等への出席に必要な経費についての予算要求、及び海外監督当局との連携強化等国際監督体制強化のための機構定員要求を行う必要があります。

6 . 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて特に成果が上がっており、今後もこれまでの取組みを進めていく必要があります。